

(仮称) 道の駅「くまがや」整備事業

実施方針に関する意見及び提案等への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見及び提案等の内容	意見及び提案等への回答
1	2	第1章	1	(8)	事業スケジュール	貴市と締結する基本協定書について、構成企業及び協力企業が自己の請負または受託する業務以外のリスクを負う可能性がある場合は参入障壁が高くなるため、基本協定書における違約金は、連帯債務ではなく帰責企業がリスクを負担する建付けとして頂きますようご検討をお願い致します。	市は、参加される企業体と契約するものです。違約金の負担先については事業者間で協議してください。
2	2	第1章	1	(8)	事業スケジュール	貴市と締結する基本協定書について、独禁法違反及び談合等により違約金が課される場合、本事業において独禁法違反及び談合等を行った場合に限定して頂きますようご検討をお願い致します。本事業に限定されない場合、構成企業及び協力企業にとってリスクが過大となり、本事業への参加が困難となる可能性がございます。	御意見を参考にさせていただきます。
3	2	第1章	1	(8)	事業スケジュール	貴市と締結する基本協定書について、事業契約において基本協定書と同様の事由による違約金が規定されるケースが一般的かと存じますので、基本協定書における違約金については、事業契約締結前までに違約金の発生事由に抵触した場合に課される形としていただけますでしょうか。	御意見を参考にさせていただきます。募集要項等の公表時に示す、基本協定書(案)において示します。
4	5	第2章	3	(1)	応募グループの構成等	地元企業のノウハウ蓄積という観点を希望するのであれば、市内に本社を有しているという条件ではなく、支店や営業所を持つ企業の参加も歓迎し、評価すべきであると考えているため、評価方法の再検討をお願いいたします。	御意見を参考にさせていただきます。募集要項等の公表時に示す、審査基準において示します。
5	5	第2章	3	(1)	応募グループの構成等	サ_熊谷市内に本社を有する者の積極的な参加を判断する評価の基準を参加している企業の数とした場合、単なる地元企業集めになるリスクがあります。地元企業への発注金額を評価の基準にする等の慎重な検討をお願いします。	御意見を参考にさせていただきます。募集要項等の公表時に示す、審査基準において示します。

(仮称) 道の駅「くまがや」整備事業

実施方針に関する意見及び提案等への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見及び提案等の内容	意見及び提案等への回答
6	8	第2章	3	(4)	参加資格の確認	ア-(ア)代表企業が参加資格を喪失した場合 「参加資格を喪失した代表企業が担当する予定であった業務を構成企業が代わり」とありますが、各構成企業が担う業務は分担されているため、代わりに担うことは困難だと思います。構成企業の中から新たに代表企業を選出し、代表企業の担当業務は貴市の承認を受けた上で、構成企業または協力企業の追加を認めて頂けますようお願いいたします。	御意見を参考にさせていただきます。詳細は実施方針改訂版において示します。
7	9	第2章	4	(2)	審査の手順及び方法	審査基準は募集要項時に公表するとありますが、事前に確認し本公募前に意見をお伝えしたいため、早期に公開いただけないでしょうか。	審査基準は、募集要項等の公表時に示しますので、御理解ください。
8	15	第4章	2	(3)	提案施設	「公共公益機能を有する」とはどこまでを認められるのか、定義を明確にしてください。	地域住民や道路利用者の利便性向上に寄与するとともに、道の駅施設の魅力向上を果たし安定的な施設運営に資する機能を想定しています。事業者の方の創意工夫を促すため、改めて定義しません。
9	16	第6章	1		PFI事業者の責めに帰すべき事由による場合	維持管理・運営期間における事業者帰責事由により課される違約金について、違約金が多額になる場合、事業者の過度なリスク負担となり、また、プロジェクトファイナンスにて資金調達を行う場合の金利の費用の増加つな갑니다ので、運営・維持管理業務に係るサービス対価の年額の10%程度としていただきますようお願いいたします。	御意見を参考にさせていただきます。募集要項等の公表時に示す、事業契約書(案)において示します。
10	19	別紙1			契約締結リスク	契約締結リスクにおいて、市の責に帰すべき事由により事業契約が結べない場合、民間事業者がすでに支出した金額を負担するとありますが、民間事業者は提案書作成のために非常に多くの労力をかけております。それが民間事業者の責によらずに契約が締結されず、かつそれまでの費用を負担しろという内容は、官と民が公平な立場で行う契約行為とは思えず、不公平な取引方法と考えられます。再考をお願いいたします。	御意見を参考にさせていただきます。詳細は実施方針改訂版において示します。

(仮称) 道の駅「くまがや」整備事業

実施方針に関する意見及び提案等への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見及び提案等の内容	意見及び提案等への回答
11	19	別紙1			契約締結リスク	事業者の責めに帰さない場合においても、事業者が既に支出した金額を自ら負担することは通常考えられないため、貴市の負担としていただきたい。変更が難しい場合、このようにリスク分担した理由をご教示ください。	御意見を参考にさせていただきます。詳細は実施方針改訂版において示します。
12	19	別紙1			住民対応リスク	住民対応リスクについて、本施設の整備に関する住民反対運動等に起因するものは、貴市負担としていただけますよう、ご検討ください。	御意見を参考にさせていただきます。詳細は実施方針改訂版において示します。
13	19	別紙1			住民対応リスク	本施設の整備に関する住民反対運動等に起因するものに事業者のリスク分担△が記載されていますが、事業者の責任、原因がある場合は事業者のリスクとして下記の項目に記載があることから、本項目の△は不要ではないでしょうか。	御意見を参考にさせていただきます。詳細は実施方針改訂版において示します。
14	19	別紙1			不可抗力リスク	不可抗力リスクにおいて、被害の状況によっては民間事業者は事業撤退も視野に入れなければならない状況に陥ります。その上に請負代金の百分の一という多額の負担を求めることについては、再考をお願いいたします。	「熊谷市建設工事請負契約約款」及び民間資金等活用事業推進委員会が作成した「PFI標準契約1（公用施設整備型・サービス購入型）」に倣い、事業者にも1/100の負担を求めるものです。 なお、本市が負担する損害額の考え方は以下のとおりとし、実施方針の改訂を行います。 ①建設期間中の不可抗力による損害 損害額のうち、施設整備に係るサービス対価の100分の1を超える部分 ②維持管理運営期間中の不可抗力による損害 損害額のうち、維持管理・運営に係る1年間のサービス対価の100分の1を超える部分
15	19	別紙1			物価変動リスク	物価変動リスクについて、予定価格を決定してから公募期間をへて契約締結までの物価変動分についてもご対応いただきますようお願いいたします。	物価変動リスクについては、契約締結時の物価を基準として適用します。